



令和 3 年 1 0 月 1 日

## 「常呂川河川整備計画検討会（第5回）」を開催します

北海道開発局では、常呂川水系河川整備計画の見直しに当たり、学識経験者の方々から御意見を頂くため「常呂川河川整備計画検討会（第5回）」を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

北海道開発局では、平成28年8月の北海道大雨激甚災害や、令和2年5月に公表した「北海道地方における気候変動を踏まえた治水対策技術検討会 中間とりまとめ」を踏まえ、常呂川水系河川整備計画の変更を検討しております。変更にあたり、河川法第16条の2第3項の規定に基づき学識経験者から御意見を頂くため、「常呂川河川整備計画検討会（第5回）」を開催しますのでお知らせします。

### 記

1. 日 時 令和3年10月5日（火）15:30～17:30（予定）
2. 開催場所 網走開発建設部 1階第4会議室（WebexによるWEB開催）
3. 議 題 常呂川水系河川整備計画の変更について
4. 委 員 別紙1のとおり
5. その他
  - ・本検討会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB上（Webex）での傍聴のみとさせていただきます。
  - ・回線容量の都合上、送付したURLは申込者限りとし、譲渡や公開等はしないでください。また、映像等を録画、録音、転載、複写しないでください。
  - ・WEB傍聴を希望される方は、10月4日（月）12:00までに以下のとおりメールにてご連絡ください。期日までにご連絡頂いた方にWEB会議のURL（Webex）を送付します。  
件名：【WEB傍聴希望】常呂川河川整備計画検討会（第5回）  
本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先  
送付先：hkd-ab-tokoro\*gxb.ml.it.go.jp（\*を@に変えて送付してください）
  - ・会議資料及び議事概要は、後日網走開発建設部のホームページに掲載予定です。

\* 河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

<参考> 網走開発建設部ホームページ（常呂川水系河川整備計画）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr0000000i55.html>

**【問合せ先】** 国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部

治水課 課長 萬谷 俊哉（0152-44-6445）（直通）

治水課 流域計画官 村田 陽子（0152-44-6452）（直通）

網走開発建設部HP <https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/>



## 常呂川河川整備計画検討会 委員名簿

氏 名	所 属	職 名
駒 井 克 昭	北見工業大学工学部 地球環境工学科	教 授
笹 木 潤	東京農業大学生物産業学部 自然資源経営学科	教 授
塩 本 明 弘	東京農業大学生物産業学部 自然資源経営学科	教 授
中 川 元	知床自然大学院大学設立財団	業務執行理事
根 本 昌 宏	日本赤十字北海道看護大学 災害対策教育センター	教 授
早 川 博	北見工業大学工学部 地域未来デザイン工学科	教 授
平 野 温 美	北見工業大学	名 誉 教 授
吉 田 穂 積	東京農業大学生物産業学部 北方圏農学科	学 部 長
渡 邊 康 玄	北見工業大学工学部 地域未来デザイン工学科	副 学 長

(敬称略、五十音順)